

通達甲（刑. 総. 教3）第4号  
平成4年7月30日

存	続	期	間
---	---	---	---

各 所属長 殿

刑 事 部 長

### 警視庁基礎的捜査書類作成能力検定規程の運用について

〔沿革〕      平成      7年1月 通達甲（副監. 総. 企. 組）第2号  
                 11年2月 同（副監. 警. 人2. 人6）第1号  
                 3月 同（副監. 総. 企. 組）第7号  
                 12年2月 同第1号  
                 15年4月 同第14号  
                 23年3月 同第2号  
                 28年3月 同第6号、9月同第15号  
                 29年3月 同第6号改正

このたび、警視庁基礎的捜査書類作成能力検定規程（平成4年7月30日訓令甲第19号）が制定され、平成4年8月1日から施行されることとなったので、運用上誤りのないようにされたい。

### 記

#### 第1 制定の趣旨

警察官のプロフェッショナル化を図るための総合的な施策の一環として、捜査書類作成能力を向上させるため、基礎的捜査書類作成能力検定（以下「検定」という。）制度が新たに設けられたものである。

#### 第2 検定事務担当者（第3条関係）

警視庁基礎的捜査書類作成能力検定委員会（以下「委員会」という。）の委員長の指定する検定事務担当者及びその任務は、次表のとおりとする。

所属	検定事務担当者	任務
人事第二課	人事第一係の警部補 1 人	1 検定計画の策定に関すること。 2 検定問題の作成に関すること。 3 検定の実施に関すること。 4 検定合格者名簿の管理に関すること。 5 その他検定の事務処理に関すること。
教養課	教養企画第二係の警部及び警部補各 1 人	
交通捜査課	交通捜査指導係の警部及び警部補各 1 人	
地域指導課	捜査指導第二係の警部及び警部補各 1 人	
公安総務課	第一係の警部及び警部補各 1 人	
刑事総務課	刑事教養担当管理官並びに刑事教養第二係の警部及び警部補各 1 人	
生活安全総務課	生活安全指導第二係の警部及び警部補各 1 人	
組織犯罪対策総務課	組織犯罪対策教養係の警部及び警部補各 1 人	
警察学校初任教養部	教授並びに教養管理係の警部及び警部補各 1 人	
第一方面本部	刑事担当の警部補 1 人	

### 第 3 検定方法（第 6 条関係）

- 1 基礎的捜査書類の作成に必要な知識は、択一式又は正誤式の筆記試験により行うものとする。
- 2 基礎的捜査書類の作成は、想定ビデオテープ又は想定文（録音テープによる場合を含む。）により記述式の筆記試験を行うものとする。

### 第 4 合格者の管理（第 7 条関係）

- 1 刑事総務課長は、委員会が合格者を決定した場合は、別記様式の「基礎的捜査書類作成能力検定合格者名簿」に登載するものとする。

- 2 刑事総務課長は、合格者の氏名、検定名及び合格年月日を当該合格者の所属長に通知するとともに、人事情報管理システムにより人事ファイルに登録するものとする。

## **第5 再検定（第9条関係）**

再検定の実施方法については、委員会において別に定めるものとする。